

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社グループは、コーポレート・ガバナンスの充実を経営上の重要な課題として認識しており、その強化のポイントは、1. 経営監督システムの強化と、2. アカウンタビリティの確実な遂行にあると考えております。

1. 経営監督システムの強化に向けましては、売上計上の根幹をなす営業組織、およびその統制機能を担う管理組織の内部統制の充実を図るとともに、監査等委員会による経営判断の適法性と妥当性の審査を担保するため、取締役会における牽制機能の維持と事前の情報共有の徹底を行います。

2. アカウンタビリティの確実な遂行に向けましては、株主や投資家の皆さまに向けた説明責任を果たすため、(1)高い精度の財務情報のみならず、様々な財務指標や財務諸数値を、迅速かつ適切に開示すると共に、(2)これらの開示情報を積極的に提供する手段として、ホームページを用いた透明性のある情報を提供します。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則について、全てを実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
GMOアドホールディングス株式会社	7,632,000	46.29
株式会社ネットアイアールディー	2,666,000	16.17
GMOインターネット株式会社	1,557,200	9.45
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	523,000	3.17
株式会社サイバー・コミュニケーションズ	400,200	2.43
藤島 満	187,200	1.14
楽天証券株式会社	110,200	0.67
GMOアドパートナーズ従業員持株会	97,300	0.59
GMOアドパートナーズ役員持株会	51,500	0.31
会田 研二	45,000	0.27

支配株主(親会社を除く)の有無	
-----------------	--

親会社の有無	GMOインターネット株式会社 (上場:東京) (コード) 9449
--------	-----------------------------------

補足説明 更新

・GMOインターネット株式会社は、当社株式を直接保有するGMOアドホールディングス株式会社の親会社であり、当社議決権の46.29%を間接所有するとともに、当社議決権の9.45%を直接所有することにより、GMOインターネット株式会社は当社に与える影響がもっとも大きいと認識しております。

・当社は自己株式270,800株を保有しておりますが、上記の大株主からは除いております。なお、自己株式については、議決権所有割合の計算には含まず、株式所有割合の計算には含まれません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
-------------	-----------

決算期	12月
-----	-----

業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

GMOアドホールディングス株式会社は当社の議決権の46.29%を所有することになる親会社および筆頭株主であり、また同社はGMOインターネット株式会社の子会社であるため、GMOインターネット株式会社は当社議決権の46.29%を間接所有、9.45%を直接所有する親会社となります。当社は、支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針として、支配株主等との取引条件等におきましては、他の会社と取引を行う場合と同様に契約条件や市場価格を見ながら合理的に決定しております。

また、当社の事業展開は、親会社等の指示や承認に基づいてこれを行うのではなく、常勤取締役を中心とする経営陣が、独自に意思決定をして実行しております。また、親会社との営業取引における依存度は高くは無く、その多くは当社と資本関係を有しない一般企業との取引となっております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	16名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	13名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
杉野 知包	税理士													
熊谷 文磨	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
杉野 知包				国税調査官としての豊富な経験と専門知識を有しており、当社の経営監督機能をさらに強化するため、監査等委員である社外取締役として選任しております。また、独立役員の属性として、取引所が規定した独立役員の要件に該当し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しております。
熊谷 文磨				弁護士としての豊富な経験と専門知識を有しており、当社の経営監督機能をさらに強化するため、監査等委員である社外取締役として選任しております。また、独立役員の属性として、取引所が規定した独立役員の要件に該当し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社外取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし				

現在の体制を採用している理由

現在当社では、監査等委員会の職務を補助すべき使用人の設置を行っていませんが、監査等委員会の要求に応じ職務補助のためスタッフを配置します。

なお、当該使用人を設置する場合には、その独立性を確保するため、スタッフの任命、異動、人事考課等の人事権に係る事項の決定は、事前に監査等委員会の同意を得ることとします。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

内部監査につきましては、当社は独立機関として内部監査室を設置しております。具体的には、内部監査規程に基づき社内プロジェクトおよび当社グループ各社が、法令、定款、社内規程、ならびに業界団体の定めるガイドライン等に従い適正な企業活動を行なっているか、また、業務フローにおいて適切な牽制が働いているか否かを、監査等委員会との相互協力の上、書類の閲覧および実地調査しております。また、内部監査責任者は、監査等委員との間で監査計画書の相互入手、監査結果について相互報告、また場合によっては相互の監査への立会等綿密な連携を取っております。

監査等委員会監査につきましては、監査等委員3名で構成され、監査等委員会で策定された監査方針・監査計画に従い取締役会に出席し、取締役等からその職務の執行状況を聴取し適法性を監査しております。また、監査等委員は、内部監査責任者と定期的にミーティングを行ない、内部監査の実施および監査結果について報告を受けるとともに、内部監査の実施計画、具体的実施方法、業務改善等に関して、取締役・使用人からの事情の聴取、書類の閲覧、実地調査等を行なっております。さらに、監査等委員は会計監査人と定期的に会合を開き、監査計画、監査実施状況等について報告および説明を受け、必要に応じて適宜情報交換を行うこと等により相互に連携して監査を実施し、監査の品質向上・効率化、コーポレート・ガバナンスの充実・強化に努めております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の人数	2名
---------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当社および当社の子会社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的としております。

ストックオプションの付与対象者 更新	社内取締役、社外取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員
--	---------------------------------

該当項目に関する補足説明

ストックオプションの行使時まで継続して、当社の取締役もしくは従業員または当社連結子会社の取締役、または従業員の地位にあることを条件としております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

平成29年12月期は取締役報酬として、6名に81,161千円を支払っております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

平成28年3月20日開催の第17期定時株主総会において、取締役(監査等委員である取締役をのぞく。)の報酬等の額は年額200百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)、監査等委員である取締役の報酬等の額は年額30百万円以内と決議いただいており、当該報酬限度額の範囲内において決定します。

なお、各取締役(監査等委員である取締役をのぞく。)の報酬額は取締役会により決定し、各監査等委員である取締役の報酬額は監査等委員会により協議します。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役に対する情報伝達は、他の取締役への情報伝達と同様に取締役会事務局が担当しております。

なお、必要な情報の伝達や、万が一重大な事項が発生した場合にもすみやかに連絡する体制を整えております。

また、取締役会に係る連絡については、会日の3日前までに招集通知および資料が届く体制となっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

会社の機関の基本説明

当社は、平成28年3月20日開催の定時株主総会において定款の一部変更を行い、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、自ら業務執行をしない社外取締役の機能を活用することで、中長期的な企業価値向上を図るべく、監査等委員会設置会社に移行いたしました。

事業計画の決定および重要事項の決定については、全て取締役会により行われております。定時取締役会を月に1回、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。当社の役員は、監査等委員以外の取締役10名、監査等委員である取締役3名(提出日現在)で構成されております。取締役会における決定事項の検討は、十分な議論を重ねて行われており、実質的な意思決定機関として機能していると考えております。業務報告についても、各取締役が毎月の業務執行状況の報告を行い、各取締役の業務執行状況について取締役間で十分な協議、評価を行っております。したがって、各取締役間の監督機能は実効性のあるものとなっております。また、監査等委員である取締役のうち2名は会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、取締役会ならびに会議等に出席し、重要な業務執行に関する意思決定を監督いたします。

内部監査および監査等委員会監査の状況

内部監査につきましては、当社は独立機関として内部監査室を設置しております。具体的には、内部監査規程に基づき社内プロジェクトおよび当社グループ各社が、法令、定款、社内規程類、ならびに業界団体の定めるガイドライン等に従い適正な企業活動を行なっているか、また、業務フローにおいて適切な牽制が働いているか否かを、監査等委員会との相互協力の上、書類の閲覧および実地調査しております。また、内部監査責任者は、監査等委員との間で監査計画書の相互入手、監査結果について相互報告、また場合によっては相互の監査への立会等綿密な連携を取っております。

監査等委員会監査につきましては、監査等委員3名で構成され、監査等委員会で策定された監査方針・監査計画に従い取締役会に出席し、取締役等からその職務の執行状況を聴取し適法性を監査しております。また、監査等委員は、内部監査責任者と定期的にミーティングを行ない、内部監査の実施および監査結果について報告を受けるとともに、内部監査の実施計画、具体的実施方法、業務改善等に関して、取締役・使用人からの事情の聴取、書類の閲覧、実地調査等を行なっております。さらに、監査等委員は会計監査人と定期的に会合を開き、監査計画、監査実施状況等について報告および説明を受け、必要に応じて適宜情報交換を行うこと等により相互に連携して監査を実施し、監査の品質向上・効率化、コーポレート・ガバナンスの充実・強化に努めております。

会計監査の状況

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、下記のとおりであります。

役職 / 氏名 / 所属監査法人

指定有限責任社員・業務執行社員 / 小野英樹 / 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員・業務執行社員 / 山本恭仁子 / 有限責任監査法人トーマツ

(注)1 継続監査年数は7年を超えておりません。

(注)2 当社の会計監査業務に関わる補助者は10名であります。

社外取締役との関係

取締役杉野知包氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

取締役熊谷文磨氏は、佐藤総合法律事務所の弁護士を兼務しており、当社は、佐藤総合法律事務所との間で法律顧問契約を締結しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 **更新**

当社は、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方に基づき、ガバナンス体制を構築しております。
なお、現状は、社外取締役を含む監査等委員、内部監査部門、会計監査人により、独立・公正な立場で取締役の職務執行に対する監査を行っております。
また、当社の監査等委員会は、定期的に取り締役または重要な使用人との意見交換会を実施しており、経営の監視について十分に機能する体制が整っていると判断しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	12月決算であるため、3月の株主総会となっており、6月の総会集中日は回避されていません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページで公開しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	不定期ですが個人投資家向けの説明会を実施しております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期ごとにアナリスト・機関投資家向けの説明会を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	IR活動にあわせて、随時更新しております。http://www.gmo-ap.jp/ir/	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部にIR担当を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
その他	アカウンタビリティの徹底的な遂行という観点から情報開示の質の強化とそれら情報の適時開示を考えております。適時適切な会社情報の開示が健全な証券市場の根幹を成すものであるとの認識の下、社内外のステークホルダーに対しての企業としての説明責任を果たすべく、常にステークホルダーの視点に立った適切な会社情報の提供を心掛けております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 当社企業グループの取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
当社ならびに当社子会社から成る企業集団(以下、「当社企業グループ」という。)では、文書管理規程および情報セキュリティポリシーに基づき、取締役の職務の執行に係る情報を文書または電磁的情報により電磁的に記録し、文書管理規程に定める保管場所に、文書の分類ごとに同じく同規程に定められた期間保存することにより適切な管理および保管を行います。
当社企業グループの監査等委員、監査役および内部監査室は、その権限において、文書等の閲覧および謄写を行うことができます。
2. 当社企業グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社企業グループでは、リスク管理規程等を制定し、各種取引から発生する損失の危険を最小限にすべく対応します。
また、当社企業グループでは、取締役を構成員(監査等委員、監査役は任意出席)として、会社の取締役会の委嘱を受けた事項、その他経営に関する重要事項を協議または決議する経営会議を設置し、当該会議体を原則毎週開催することにより、日々の取引の状況を詳細に把握し、会社に損害を及ぼす恐れのある事実の早期発見に努めます。
更に、「リスク管理委員会」を設置し、当該会議体を、原則、毎月開催することにより、当社企業グループに損害を及ぼす恐れのあるリスク情報の早期発見と、その発見への対処に努めます。
3. 当社企業グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社企業グループでは、各取締役の担当事業部門を明確にし、各期の業績に対する経営責任を明確にするために、毎年取締役一人ひとりの業績評価を厳格に行うことにより、その職務執行の効率性を向上させます。
定例の経営会議および当社企業グループ横断の幹部メンバーによる会議を原則毎週開催し、経営の重要事項の決定や職務執行状況の把握を適時に行うことにより職務の効率性を常に検証します。
4. 当社企業グループの取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
当社企業グループは、GMOインターネットグループの培ってきたマインドを「GMOインターネットグループ スピリットベンチャー宣言」として共有して企業活動の原点として遂行し、また、「GMOインターネットグループ コンプライアンス要綱」の下、法令・社会倫理を遵守し、コンプライアンスの体制の確立を確保します。
経営意思決定ならびに職務執行の報告の場である取締役会および経営会議において、全ての議題に監査等委員または監査役の意見を求め、適法性の確認を行います。
「コンプライアンス研修」を開催し、また、「GMOヘルプライン制度」の利用により、相談・通報体制を運用し、不正行為等の予防、早期発見および自浄作用の実効性を図り、会社のコンプライアンス経営の強化に取り組みます。
「内部監査室」は、業務執行が法令・定款等に適合しているかについて定期的に監査を実施します。
5. 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制
当社では、当社企業グループ全社の社長を含めた、当社企業グループ横断の幹部メンバーによる会議を原則毎週開催し、当社企業グループ各社の経営活動の成果等を把握し、予算統制を的確に行います。
当社子会社各社には、当社より取締役もしくは監査役を一定数派遣し、業務執行の状況について常時把握し、関係会社管理規程に定める一定の重要な意思決定事項については、あらかじめ当社取締役会または経営会議に報告することにより、企業集団全体としての業務の適正性を確保します。
また、当社子会社各社にコンプライアンスについて指導を行い、不正行為等の予防、早期発見および自浄作用の実効性を図り、グループ全体としてのコンプライアンス経営の強化に取り組みます。
さらに、「内部監査室」を設置し、当社企業グループ各社への業務執行、管理状況についての内部監査を行い、業務の適正を確保する体制を構築します。
なお、前記「リスク管理委員会」が、原則、四半期に1回、グループのリスク管理状況について取締役会へ報告することにより、更なる業務の適正を確保するよう努めます。
6. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
現在当社では、監査等委員会の職務を補助すべき使用人の設置を行っていませんが、監査等委員会の要求に応じ職務補助のためスタッフを配置します。
7. 第6号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
第6号の使用人を設置する場合には、その監査等委員会補助業務に関しては、監査等委員会または監査等委員の指揮命令にのみ服するものとし、取締役、業務執行取締役および他の業務執行組織の指揮命令を受けないものとする事により、監査等委員会または監査等委員の職務を補助する使用人に対する指示の実効性を確保します。
8. 第6号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
第6号の使用人を設置する場合には、その独立性を確保するため、スタッフの任命、異動、人事考課等の人事権に係る事項の決定は、事前に監査等委員会の同意を得ることとします。
9. 取締役および使用人が監査等委員会または監査等委員に報告をするための体制
当社では、監査等委員が取締役会はもとより経営会議等重要な会議へ出席するとともに、重要な決裁書類等を閲覧し、必要に応じて取締役等とその説明を求め、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握します。
当社の取締役は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見した場合には、法令に従い、速やかに監査等委員会または選定監査等委員に報告することとします。
また、監査等委員会は、選定監査等委員を通じ当社の会計監査人から会計監査ならびに内部監査室から内部監査の内容について説明を受けるとともに、情報交換を図り連携体制を構築します。
10. 子会社の取締役および使用人が監査等委員会または選定監査等委員に報告をするための体制
当社では、子会社との間で、予め、子会社の取締役、監査役、使用人等またはこれらの者から報告を受けた者が、子会社の取締役会もしくは監査役を介してまたは直接に、当社の取締役、監査等委員会、使用人等に報告することができる体制を整備することとします。
11. 前二号の報告をしたものが当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 監査等委員は、取締役または使用人から得た情報について、第三者に対する報告義務を負わないこととします。
- (2) 監査等委員は、報告した使用人の異動、人事評価および懲戒等に関して、取締役はその理由の開示を求めることができるものとします。

12. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払または支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査等委員の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じるものとします。

13. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会と代表取締役は、相互の意思疎通を図るため、定期的に打ち合わせを設けます。
また、会計監査人ならびに内部監査室とも定期的に打ち合わせを設けます。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力とは取引を行わないこととし、また反社会的勢力から接触を受けたときは、警察等のしかるべき機関に情報提供するとともに、暴力的な要求や不当な要求に対しては弁護士等を含め外部機関と連携して組織的に対処します。
また、「コンプライアンス要綱」に反社会的勢力との関係について明文化し、法令、社会的規範等に反した事業活動を行わないことを指導することとします。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

今後も、継続してコーポレート・ガバナンスの充実を図る為、経営監督システムの強化やアカウンタビリティの徹底的な遂行のための施策の検討、実施に努めてまいります。